

令和元年11月29日
福島県農業共済組合

災害救助法適用地域の「収入保険」保険料納付期限延長について

福島県は、台風19号の甚大な被害により災害救助法の適用を受けました。(北塩原村、西会津町、湯川村、昭和村を除く福島県全域)

「収入保険」では、適用地域に住所がある方の保険料納付期限を3ヶ月間延長することにしました。すでに、農業共済(家畜、園芸施設、建物、農機具)では被災組合員の復旧へ向けた支援の一環として、掛金の払込み期限延長措置が実施されています。

<12月9日、10日の2日間は午後7時まで受付>

収入保険の加入受付は連日行っておりますが、12月9日、10日の2日間は県内各支所で「収入保険加入申請相談会」を時間を延長して行います。

台風19号で被災された農業者も含め、どなたでも「加入申請」、「営農計画書」の作成相談、「つなぎ資金」融資の相談、さらに、保険料の3ヶ月延長申請手続きも行いますのでお気軽にご相談下さい。

備えの種をまこう。

本件に関するお問い合わせ先
福島県農業共済組合 収入保険課

TEL 024 (521) 2730

FAX 024 (523) 1887

ホームページ <http://www.fukushima-nosainet.jp/>